

令和7年度 第1回小牧市夢にチャレンジ助成金募集要項

1 趣旨

小牧市まちづくり推進計画に掲げる都市ヴィジョン1「こども夢・チャレンジNo.1都市」の実現に向けて、こどもの夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業のひとつとして、提案者自らが考え、企画した活動を募集し、必要な費用の一部を助成します。

2 募集

(1) 期間

令和7年4月1日（火）から5月16日（金）まで（土・日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 応募方法

応募書類に次の必要書類を添えて、郵送もしくは持参で応募してください。

郵送の場合、令和7年5月16日（金）必着とします。

(3) 必要書類

【個人の場合】

- ・ 申請者の在籍する高等学校等の在学証明書（市外在住で、かつ、市内に所在する高等学校等に在籍している場合に限る。）
- ・ 申請者及び保護者の属する世帯全員の住民票の写し（公簿による閲覧に同意した場合を除く）（市外在住で、かつ、市内に所在する高等学校等に在籍している場合を除く。）
- ・ 誓約書兼同意書（様式2）
- ・ 作成したプレゼンテーション資料のデータ、チャレンジ内容のわかる書類等

【団体の場合】

- ・ 申請者の在籍する高等学校等の在学証明書（市外在住で、かつ、市内に所在する高等学校等に在籍している場合に限る。）
- ・ 申請者及び保護者の属する世帯全員の住民票の写し（公簿による閲覧に同意した場合を除く）（市外在住で、かつ、市内に所在する高等学校等に在籍している場合を除く。）
- ・ 誓約書兼同意書（様式2）
- ・ 団体名簿（様式3）
- ・ 経歴書（様式4）
- ・ 団体規約※規約を設けている場合に限る。
- ・ 作成したプレゼンテーション資料のデータ、チャレンジ内容のわかる書類等

※応募書類、誓約書兼同意書、団体名簿、経歴書は、こども政策課ホームページよりダウンロード可能です。

3 応募資格

【個人の場合】

令和7年4月1日時点において、15歳以上25歳以下の個人であり、次の条件のいずれかを満たすもの。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次に掲げる市内に所在する学校（以下「高等学校等」）に在籍し、かつ、助成金の申請をする当該年度の間も引き続き在籍する見込みの者
 - ア 高等学校
 - イ 中等教育学校（後期課程に限る。）
 - ウ 特別支援学校（高等部に限る。）
 - エ 大学（短期大学及び大学院の課程を含む。）
 - オ 高等専門学校（専攻科を含む。）
 - カ 専修学校
- (2) 住民基本台帳法に基づく、小牧市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に市内に居住している者。ただし、在籍する学校等への修学のために市外に転出した場合は、高校生等（修学する者に限る。）の保護者のうち1人以上が、住民基本台帳に登録され、かつ、現に市内に居住していること。

【団体の場合】

令和7年4月1日時点において、中心となって活動する者（最大5名までとする。）が15歳以上25歳以下の団体であって、当該中心となって活動する者の半数以上が次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する次に掲げる市内に所在する学校（以下「高等学校等」）に在籍し、かつ、助成金の申請をする当該年度の間も引き続き在籍する見込みの者
 - ア 高等学校
 - イ 中等教育学校（後期課程に限る。）
 - ウ 特別支援学校（高等部に限る。）
 - エ 大学（短期大学及び大学院の課程を含む。）
 - オ 高等専門学校（専攻科を含む。）
 - カ 専修学校
- (2) 住民基本台帳法に基づく、小牧市の住民基本台帳に記録され、かつ、現に市内に居住している者。ただし、在籍する学校等への修学のために市外に転出した場合は、高校生等（修学する者に限る。）の保護者のうち1人以上が、住民基本台帳に登録され、かつ、現に市内に居住していること。

4 対象

提案者自らが企画・実施する活動。自身で新たに企画される活動であれば、特に制限を設けません。過去に助成を受けた活動（例）：自宅を開放してのイベント開催、ライブやヒーローイベントの開催など（パックに参加するものも対象となりますが、ご自身オリジナルの企画・活動を加えてください。）

ただし、以下のような事業は対象外とします。

- (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
 - (3) 公序良俗に反する活動
 - (4) 他の制度による助成等を受け、又は受ける予定である活動
 - (5) 保護者同伴の家族旅行、観光旅行等
 - (6) その他助成金を支給することが不相当であると市長が認める活動
- 自主的な活動もしてください。自主的な活動も考えていただきます。

5 チャレンジの期間及び採択数

① 令和7年度に行うチャレンジを募集します。

② 令和7年度と8年度をまたぐ活動や令和8年度のみ活動も対象とします。

	チャレンジ期間	実績報告書の提出	採択数
①	助成の決定した日～令和8年3月31日まで	活動終了後1ヶ月以内	2件程度
②	助成の決定した日～令和9年3月31日まで		1件程度

6 審査

- (1) 審査は、提案者である若い世代を育てる、彼らの成長と一緒に喜ぶという視点で、提案者の主体的・自立的活動か、多くの市民が応援したくなるような内容か等の基準により審査を行います。
- (2) 一次審査（書類審査）、公開プレゼンテーション、二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、審査結果は応募者全員に通知します。
- (3) 公開プレゼンテーションは、一人あたり持ち時間10分以内で行います。
 - ・令和7年6月15日に開催予定です。
 - ・プレゼンテーションに参加できない場合は、助成の対象となりません。
- (4) 採択された事業は、提案者、活動内容、報告書等を、ホームページ等で公表します。

7 助成金額

提案者の作成した「応募申込書・収支予算見積書」により算出された金額について、1提案あたり300,000円を上限として助成します。交付決定後、活動開始前に本人口座へ振り込みます。ただし、年度をまたいで活動をされる場合は、活動終了後に本人口座へ振り込みます。

なお、助成額の決定については、内容を精査したうえ減額する場合や、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

8 助成の対象となる経費

費目		経費の種類
補助対象	報償費	指導者、専門家等への謝礼等
	旅費	交通費、滞在先での宿泊費等
	需用費	消耗品費（1万円未満の資材、書籍、事務用品等の購入費用） 印刷製本費（パンフレット、ポスター等の印刷費等）
	役務費	郵送料、保険料（傷害加入保険料等）
	使用料及び賃借料	使用料（会場使用料、会場付帯設備使用料等） 賃借料（車両、機器等のリース料等）
	負担金	語学研修の受講費用、体験研修の参加費用等
	その他の経費	その他市長が必要と認めるもの
補助対象外	食糧費	会議及び打ち合わせの際の茶菓などの飲食費 活動中及び滞在先での食事代等
	人件費	事務局職員等の人件費
	備品購入費	経常的に使用するカメラ、パソコン等の購入費用
	その他の経費	団体の活動等を維持するための経常的な経費 活動の直接経費として認められない経費 事業内容に対し、社会通念上著しく高額な経費 その他市長が助成に適さないと認める経費

対象経費であっても、収支予算見積書に記載のない項目は対象外となります。

9 その他

- ・ **申し込みを考えられている方は、事前にこども政策課までお問合せください。**
- ・ 助成を受けられる回数は、1人もしくは1グループにつき1回限りです。ただし、市長が特に必要と認めるときを除きます。
- ・ 助成金の支給を受けた場合、実績報告書、収支報告書の提出以外にも、活動の成果を報告する会を開催しますので、参加をお願いします。

【問合せ・応募書類提出先】

こども未来部 こども政策課 青少年育成係
〒485-8650 小牧市堀の内3-1(小牧市役所 本庁舎 2階)
Tel:0568-76-1179(直通) Fax:0568-72-2340
E-mail:kodomo@city.komaki.lg.jp